

# 短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人 鷹山会

## 1、当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当者 入退所や日常生活全般に関する相談は〔生活相談員〕が対応します。

介護に関する相談は〔介護職員〕が対応します。

健康や病気に関する相談は〔看護職員〕が対応します。

日常生活上必要な機能維持のための訓練は〔機能訓練指導員〕が対応します。

## 2、施設サービスの概要

名称： 悠 和 園 電話番号： 0776（87）－2161

所在地： 福井市免鳥町第22号74番地 郵便番号： 910－3378

介護保険指定番号： 短期入所生活介護〔福井県1870100250〕

サービスを提供する実施地域： 福井市 棗地区、鷹巣地区、国見地区にお住まいの方

職員体制： サービスに従事する職種、職員数は次のとおりです。

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 施設長      | 1名   |
| (2) 生活相談員    | 1名以上 |
| (3) 介護及び看護職員 | 3名以上 |
| (4) 管理栄養士    | 1名   |
| (5) 機能訓練指導員  | 1名   |
| (6) 医師       | 1名   |

設備の概要：

定 員	1 2 名			
居室	3人部屋	1室 (22.87㎡)	静養室	1室 1床
	2人部屋	1室 (21.7㎡)	医務室	1室
	個室	7室 (76.23㎡)	食 堂	1室
浴室	一般浴槽、中間浴槽、特殊浴槽 があります		機能回復訓練室	1室
			談話室	1室

勤務体制： 入所者と介護及び看護職員の比率は3：1の配置となっています。夜間時は、二交代制で介護職員が3名配置となっています。

なお、看護職員は夜間勤務いたしません。

通常的时间帯	8：30～17：30	早出の時間帯	6：00～15：00
事務の時間帯	8：30～17：30	早出の時間帯	7：00～16：00
夜間の時間帯	17：00～9：00	遅出の時間帯	10：00～19：00

協力医療機関： 宮崎病院

坂井市三国町北本町2-2-6 (0776-82-1002番)

富澤クリニック

福井市砂子坂町15-26 (0776-83-0043番)

嶋田病院

福井市西方1-2-11 (0776-21-8008番)

協力歯科医療機関： 村井歯科

福井市蓑町16-125 (0776-86-1616番)

村崎歯科医院

福井市砂子坂町7-75 (0776-83-0033番)

### 3、提供できるサービス内容

サービス内容は [契約書別紙] に明記のとおりです。

### 4、利用料金

利用料金は、利用者が下記（ア）（イ）を受けた場合、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、1日及び1回あたりの単位数に10.17円を乗じた額の割合分（「介護保険負担割合証」にある割合分）（端数切捨て）が自己負担となります。また、（ウ）についてもそれぞれ発生の都度ご負担をいただきます。

#### （ア）利用料金

短期入所生活介護サービス費

(1日あたりの負担額)	多床室・従来型個室	
	連続60日まで利用	連続61日以上利用
要介護1	603単位	573単位
要介護2	672単位	642単位
要介護3	745単位	715単位
要介護4	815単位	785単位
要介護5	884単位	854単位

#### （イ）その他の加算

*療養食加算 (医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合)	1回当たりの負担額	8単位 (1日に3回を限度)
*送迎加算 (短期入所生活介護をご利用になる為に送迎を行った場合)	1回当たりの負担額	184単位
*サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (介護福祉士が80%以上または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の体制の事業所の場合)	1日当たりの負担額	22単位
*看護体制加算(Ⅰ) (特養の空床を利用した場合、常勤の看護師を1名配置し、重度化等に伴う医療ニーズに対応できる体制をとる場合)	1日当たりの負担額	4単位
*看護体制加算(Ⅱ) (看護職員を指定基準配置より1名以上多く、かつ利用者25名又はその端数を増すごとに1名配置した職員体制にて、医療機関との連携を取りながら24時間の連絡体制を確保する場合)	1日当たりの負担額	8単位
*看護体制加算(Ⅲ) (看護体制加算(Ⅰ)の体制で、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる事業所)	1日当たりの負担額	12単位

*看護体制加算（Ⅳ） （看護体制加算(Ⅱ)の体制で、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる事業所）	1日当たりの負担額	23単位
*夜間職員配置加算（Ⅲ） （夜勤を行う職員が最低基準を1人以上上回る職員体制、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合）	1日当たりの負担額	15単位
*緊急短期入所受入加算 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合		90単位 （7日を限度） （やむをえない事情の場合は14日を限度）
*長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 （連続して30日を越えて60日までの間、同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合）		その月の所定単位数から1日につき30単位を減算
*介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ （介護職員等の人材確保に向けて処遇の改善を行う体制を確保する事業所である場合）	1ヶ月当たりの負担額	その月の所定単位数に17.6%を乗じた単位数

(ウ) その他の費用

①居住費

*従来型個室（室料・光熱水費）	1日当たりの負担額	1,430円
*多床室（室料・光熱水費）	1日当たりの負担額	980円

但し、居住費負担限度額認定者は、その負担限度額とします。

②食費

*食材料費・調理費（朝食）	1食当たりの負担額	440円
*食材料費・調理費（昼食）	1食当たりの負担額	600円
*食材料費・調理費（夕食）	1食当たりの負担額	690円

但し、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とします。

③区域外送迎

入所者の希望により、当該サービスを提供する実施地域（福井市内の鷹巣、棗、国見地区をいう。）以外の地域に居住する入所者に対して行う送迎の内、

サービス実施地域内の境界から1km超えるごとに、35円が別途自己負担となります。

④テレビ貸し出し      ご希望の場合      1日当たりの負担額      200円

5、利用料金の支払方法

当月の料金の合計額の請求書に明細を付して翌月20日までに利用者へ送付いたしますので、月末までにお支払いください。

お支払いいただきますと領収証を発行いたします。

お支払方法は、[金融機関口座自動引き落とし]か[現金]を選んでいただくことになります。

## 6、サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申し込み

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

#### ②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

#### ③その他

お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、14日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。尚、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 7、入所時や入所中に守っていただきたい事項

**準備品** 入所前に確認の上、日常生活に必要な、次のものを準備していただきます。

- (1) 本人が使いなれている、老人車・杖・補聴器など
- (2) 衣類・肌着類は、施設用の収納棚に納められる分とします。
- (3) 衣類は5枚程度、タオル及びバスタオルは3枚程度。
- (4) 洗面に要する歯ブラシ、義歯など。なお義歯洗浄は施設用となります。

**私物** (1) 私物で、不用不急のものは持ち込まないようお願いします。  
(2) 私物の衣類やタオル類は、施設内でまとめて洗濯しますので、必ず布製の名札を縫い付けるか、油性の黒マジックで氏名を書くようお願いします。

**面会** (1) 面会時間は、緊急以外は、午前8時30分から午後8時までとなっています。  
(2) 面会の方は正面玄関入口に備え付けの[面会簿]に所定事項を書いてから、担当の介護職員に申し出て面会していただきます。  
(3) 面会の時に、入所者に「何か食物を…」と思われるのですが、身体の状態によって、飲み込みが悪く、のどに詰まる方もいれば、胃腸が弱くて消化不良を起こす方もいます。食物や飲み物の持ち込みの際は、必ず担当の介護職員に相談していただきます。

**外出外泊** (1) 外出及び外泊を希望される入所者の家族は、事務所の方に申し出て、所定の[外出・

外泊届] に記入していただきます。

- 遵守事項 (1) 施設の定めた生活日課、医学的管理上必要な指示に従ってください。
- (2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないでください。
- (3) 衛生、風紀、管理状支障のあるものを施設内に持ち込まないでください。
- (4) 火災、盗難の防止に努めてください。
- (5) 多額な現金、有価証券、貴金属類は、原則持ち込まないでください。
- (6) 建物や設備を故意に破損しないでください。
- (7) 施設サービス内容について苦情、相談及び意見があるときは、いつでも申し出てくだ  
さい。
- (8) その他、管理者が管理上支障があると認めた事項は守ってください。

#### 8、事故発生時の対応

事故発生時には、何よりも人命第一の対応と考え、速やかに医療機関との対応を行うと同時に市町村及び[家族などへの連絡一覧]によって家族、または、居宅介護支援事業所にも連絡いたします。また、事故発生時後の予防措置として対策委員会を開き、事故について検討し、再発防止に努めます。

#### 9、非常災害対策

万が一の火災発生を想定した、通報・消火・避難の訓練を防災計画に沿って年2回行います。その際は、各階に掲示してある[避難誘導方法・消火器・消火栓配置図]を閲覧し、防火管理者の指示に従っていただきます。

#### 10、サービス内容に関する相談・苦情

##### ①当施設ご利用者相談・苦情担当

副施設長 山下 修 電話(0776)-87-2161

##### ②行政機関その他苦情受付機関

当施設以外に下記の行政機関でも受け付けています。

福井市介護保険課 担当窓口	TEL 0776-20-5715
福井県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口	TEL 0776-57-1614
福井県社会福祉協議会 運営適正委員会窓口	TEL 0776-24-2339

◎体制は次のとおりです。

	氏名	肩書き	連絡先
◎苦情解決責任者	砂畑 俊哉	施設長	悠和園事務室
◎苦情受付担当者	山下 修	副施設長	TEL 87-2161
◎第三者委員	川畑 喜美栄	評議員	南菅生町 TEL 87-2230

**【悠和園の苦情解決の仕組み】**



